

平成20年8月8日

高松市長 大西 秀人 殿

高松市情報公開審査会

会長 川東 祥次

行政文書の一部公開決定に関する異議申立てについて（答申）

平成19年1月24日付け高財活第176号により諮問のあった事案について、次のとおり答申いたします。

1 審査会の結論

本件異議申立ての対象となっている「家庭用のごみの各種「高松市指定収集袋」の発注に係る入札結果調書の全部」（以下「対象行政文書」という。）について、実施機関（高松市長をいう。以下同じ。）が公開および一部公開とした処分は相当であり、本件異議申立てを棄却すべきである。

2 異議申立てに至る経過

平成18年12月21日に、高松市情報公開条例（平成12年高松市条例第39号。以下「条例」という。）に基づく対象行政文書の公開請求があり、受け付けた。実施機関は、同月28日に公開および一部公開の決定をし、請求人に通知した。請求人は、「本件処分は、条例の解釈・適用を誤った違法な処分であり、本件処分を取り消し、全部公開をすべきである。」等の理由から実施機関の非公開処分の取消しを求めて平成19年1月17日に異議申立書を提出し、実施機関はこれを受け付けた。

3 異議申立ての理由

異議申立人の主張は、次のとおりである。

- (1) 本件処分は、条例の解釈・適用を誤った違法な処分であり、本件処分を取り消し、全部公開をすべきである。
- (2) 本件「決定通知書」に記載している「公開しない理由」は、条例の非公開事由に該当しない。
- (3) 本件「決定通知書」の「公開しない理由」には、適法に処分理由が明示されていないので、高松市行政手続条例 8 条に違反し、本件処分は無効である。

4 実施機関が非公開とした理由

実施機関が非公開理由書において主張している本件処分の理由は、概ね次のとおりである。

家庭用のごみの各種「高松市指定収集袋」の発注に係る平成 18 年度入札（見積）状況調書に記載する見積書比較単価は、物品購入に係る競争見積に関する情報で、必要な経費を積算したものであり、公開することにより今後の同種の事業の適正な遂行を妨げ、市の財産上の利益を不当に害するおそれがある。

よって、条例 7 条 5 号に該当し非公開が相当である。

5 審査会の判断

当審査会は、実施機関の非公開理由および異議申立人の異議申立理由を条例に照らして慎重に審査した結果、次のとおり判断する。

本件対象行政文書は、「家庭用のごみの各種「高松市指定収集袋」の発注に係る平成 16・17・18 年度入札（見積）状況調書」である。当時の決定においては、全部公開したものと一部公開したものがあり、一部公開した行政文書の非公開部分について検討する。

実施機関の説明によると、見積書は消費税および地方消費税を含まない価格で提出され、見積書比較単価とは消費税および地方消費税を含まない予定価格に相当する。物品調達については、公共工事等とは異なり、案件特有の

事情が少ないことから、将来的に繰り返し同種の契約をすることが想定される。その際、見積書比較単価は将来的によほどの物価変動がない限り、近似する可能性が高い。このため、同種、同等の物品を購入する場合には、指名業者が重複する可能性があり、見積書比較単価が目安となり競争が制限され、その結果、決定価格が高止まりとなるおそれがあり、また、見積業者の見積努力を損なわせることになるとのことであった。

実施機関の説明は合理的であり、見積書比較単価の公開が、今後継続される見積徴収事務に支障を及ぼすことが考えられることから、条例7条5号に該当するものとして、実施機関が非公開とした処分は相当である。

よって、当審査会は、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 審査処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成19年1月24日	諮問書受付
平成20年3月26日	実施機関からの非公開理由書受付
平成20年7月 3日	実施機関の非公開理由の聴取および争点の審査
平成20年7月30日	答申案審査
平成20年8月8日	答申